

第 5 節

生活衛生課

第5節 生活衛生課

1 生活衛生事業

(1) 旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導

旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導等を行い、公衆衛生及び市民の生活環境の向上に努めています。

※根拠法令等：『旅館業法』第3条、第7条
『旅館業法施行規則』第4条
『公衆浴場法』第2条、第6条
『公衆浴場法施行規則』第4条
『興行場法』第2条、第5条
『川口市興行場施行細則』第6条
『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		旅館業			公衆浴場					興行場			
		ホ テ ル・ 旅 館	簡 易 宿 所	総 数	公営		私営		総 数	映 画	ス ポ ー ツ	そ の 他	総 数
					一 般	そ の 他	一 般	そ の 他					
令和 3 年度	施設数	45	11	56	0	14	9	37	60	3	0	3	6
	許可	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1
	廃止	2	2	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	監視指導	28	4	32	0	4	5	28	37	1	0	0	1
令和 4 年度	施設数	41	12	53	0	14	8	37	59	3	0	3	6
	許可	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0
	廃止	4	0	4	0	0	1	2	3	0	0	0	0
	監視指導	3	0	3	0	1	1	23	25	0	0	0	0
令和 5 年度	施設数	42	9	51	0	14	7	38	59	4	0	3	7
	許可	4	2	6	0	0	0	1	1	1	0	0	1
	廃止	3	5	8	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	監視指導	15	6	21	0	8	3	24	35	0	0	0	0

(2) 理容所、美容所及びクリーニング所の検査、監視指導

理容所、美容所及びクリーニング所の開設届に対する構造設備の確認のための検査を行うとともに監視指導等を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

※根拠法令等：『理容師法』第11条、第11条の2、第13条
『美容師法』第11条、第12条、第14条
『クリーニング業法』第5条、第5条の2、第10条
『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		理容所	美容所	クリーニング所			
				一般	(うち特定)	取次 (無店舗含む)	総数
令和3年度	施設数	363	805	118	3	194	312
	確認	7	48	5	0	6	11
	廃止	16	23	9	1	13	22
	監視指導	53	86	21	2	24	45
令和4年度	施設数	352	799	112	3	186	298
	確認	14	62	2	0	1	3
	廃止	25	68	8	0	9	17
	監視指導	15	33	10	0	3	13
令和5年度	施設数	342	825	108	4	177	285
	確認	3	53	1	1	3	4
	廃止	13	27	5	0	12	17
	監視指導	23	59	6	1	24	30

(3) 特定建築物及び建築物登録業の届出、監視指導

事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物（延べ床面積が3,000㎡以上）の届出を受理し、適正に維持管理が行われるように監視指導をしています。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者のうち、登録基準に適合するとして申請があった事業者について、登録及び立入検査を実施しています。

※根拠法令等：『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』
第5条、第11条、第12条の2、第12条の5
『地域保健法』第4条

特定建築物の施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		特定建築物 (公営)	特定建築物 (民営)	総数
令和3 年度	施設数	21	51	72
	届出	1	3	4
	廃止	1	2	3
	監視指導	—	5	5
令和4 年度	施設数	21	51	72
	届出	0	0	0
	廃止	0	0	0
	監視指導	—	0	0
令和5 年度	施設数	21	52	73
	届出	0	1	1
	廃止	0	0	0
	監視指導	—	1	1

建築物登録業の施設数及び立入検査件数

(単位：件)

		清掃業	空気環境 測定業	空気調和用 ダクト清掃業	飲料水 水質検査業	飲料水 貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等 防除業	環境衛生総合 管理業	総数
令和3年度	登録事業数	19	2	0	0	40	9	15	10	95
	登録	2	0	0	0	5	1	0	1	9
	廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効期間満了	3	0	0	0	5	2	2	1	13
	立入検査	2	0	0	0	5	1	0	1	9
令和4年度	登録事業数	20	2	0	0	37	10	16	9	94
	登録	4	0	0	0	9	4	3	1	21
	廃止	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	有効期間満了	3	0	0	0	11	3	1	1	19
	立入検査	4	0	0	0	9	4	3	1	21
令和5年度	登録事業数	22	2	0	0	38	9	16	10	97
	登録	4	0	0	0	10	0	5	5	24
	廃止	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	有効期間満了	1	0	0	0	9	1	5	4	20
	立入検査	4	0	0	0	10	0	5	5	24

(4) プールの届出・監視指導

プールの施設及び水質の適正な維持管理により、公衆衛生の向上及び安全を確保することを目的として、開設の届出を受理し、監視指導を実施しています。

※根拠法令等：『川口市プールの施設、維持管理及び水質に関する基準等を定める要綱』

施設数及び監視指導件数 (単位：件)

		通年プール	季節プール
令和3年度	施設数	16	2
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	10	2
令和4年度	施設数	16	1
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	4	3
令和5年度	施設数	15	1
	届出	0	0
	廃止	1	—
	監視指導	7	3

※通年プールの施設数は年度末現在

(5) シックハウス等の相談対応

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施しています。

※根拠法令等：『川口市シックハウス等対策事業実施要綱』

相談・検査件数 (単位：件)

	相 談	現場検査
令和3年度	1	1
令和4年度	1	1
令和5年度	1	1

(6) ねずみ・衛生害虫の相談対応

ねずみ、衛生害虫等について、種類の確認、防除方法等の相談を受け付けています。

相談件数

(単位：件)

	総 数	ねずみ	ダ ニ	蚊	その他
令和3年度	80	41	1	1	37
令和4年度	62	42	3	0	17
令和5年度	70	54	1	0	15

(7) スズメバチの巣の駆除

ハチによる危害を未然に防ぐため、スズメバチの巣の駆除やハチに関する助言を行っています。

※根拠法令等：『川口市スズメバチの巣の駆除に関する実施要綱』

駆除等件数

(単位：件)

	相 談	処 理 内 訳	
		スズメバチの 巣 の 駆 除	ハチに関する 助 言
令和3年度	691	200	491
令和4年度	633	177	456
令和5年度	581	173	408

(8) 環境衛生活動報償金等の交付

町会・自治会の環境衛生活動（道路側溝の泥上げ清掃等）を対象に、1回の活動実施につき3,000円（4回限度）の報償金を交付しています。

また、環境衛生活動に必要な機械器具等を購入した場合、購入額の40%以内で補助金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市環境衛生活動報償金交付要綱』
『川口市環境衛生補助金交付要綱』

交付件数

(単位：件)

	報 償 金	補 助 金
令和3年度	24	10
令和4年度	24	8
令和5年度	20	2

(9) 水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水の確保を目的として、専用水道、簡易専用水道及び埼玉県自家用水道の水道施設の確認及び衛生指導を実施しています。

※根拠法令等：『水道法』第33条、第39条、
『川口市水道法施行細則』第8条、第12条、
『埼玉県自家用水道条例』第4条、第9条

施設数及び衛生指導件数

(単位：件)

		専用水道	簡易専用水道	自家用水道
令和3年度	施設数	27	1,260	1
	新規	0	14	0
	廃止	0	10	0
	立入検査	0	0	0
令和4年度	施設数	27	1,255	1
	新規	0	3	0
	廃止	0	8	0
	立入検査	0	0	0
令和5年度	施設数	27	1,247	1
	新規	0	4	0
	廃止	0	12	0
	立入検査	0	0	0

(10) 墓地等の許可及び指導

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可及び指導を行い、墓地等の管理が公衆衛生上等、支障なく行われるように努めています。

※根拠法令等：『墓地、埋葬等に関する法律』第10条、第11条
『川口市墓地等の経営の許可等に関する条例』第20条

施設数及び立入調査件数 (単位：件)

		墓地	納骨堂	火葬場
令和3年度	施設数	241	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	0	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	2	0	0
令和4年度	施設数	243	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	0	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	0	0	0
令和5年度	施設数	243	8	1
	新規許可	0	1	0
	変更許可	3	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	0	0	0

※令和4年度の施設数の増加は、墓地台帳への記載漏れを修正したもの。

2 動物管理指導事業

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図ることを目的として、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、集団狂犬病予防注射等を実施しています。

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第4条、第5条

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付件数

(単位：件)

	登 録 数	新規登録	鑑札再交付	注射済票 交 付	注射済票 再 交 付
令和3年度	25,790	2,092	123	15,833	11
令和4年度	25,338	1,878	115	15,592	22
令和5年度	25,280	1,919	107	15,547	17

集合狂犬病予防注射（毎年4月実施）

	開 催 日 数	実施会場数	注射件数
令和3年度	17	30	4,832
令和4年度	16	27	4,673
令和5年度	14	26	4,592

※雨天の場合は開催中止

(2) 犬猫の正しい飼い方教室の開催

動物の愛護及び適正飼養の啓発を目的として、各種教室を開催しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第3条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第12条

	開催日	場 所	内 容	参加 人数
令和 3 年度	令和4年 2月15日 ～ 3月15日	動画配信	「川口市どうぶつセミナー」 講師：株式会社セラフ榎本	58
令和 4 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止			
令和 5 年度	令和6年 2月4日	鳩ヶ谷庁舎	「犬のしつけ方教室」 講師：遠藤 ゆかり氏（ドッグトレーナー）	47

(3) 譲渡会の開催

市や埼玉県動物愛護事業に協力する登録団体の支援を目的として、譲渡会を開催し、譲渡の推進と犬猫の殺処分の削減を図っています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第3条

令和3年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	
令和4年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	
令和5年度	開催日	令和5年9月18日（月）、令和5年10月29日（日）
	名称	かわぐち犬と猫の譲渡会2023
	場所	鳩ヶ谷庁舎

(4) 動物愛護推進員

犬、猫等の動物の愛護及び適正飼養について市民の理解を深める事を目的に、ボランティアとして積極的かつ自主的に活動する熱意と識見を有するかたに、動物愛護推進員を委嘱しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第38条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第14条

委嘱数		(単位：人)
	年度内委嘱	委嘱総数
令和3年度	5	15
令和4年度	3	18
令和5年度	2	20

(5) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたかたに対し、不妊手術（メス）においては1匹9,000円、去勢手術（オス）においては1匹5,000円を上限として助成金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱』

不妊・去勢手術数 (単位：匹)

	メス猫	オス猫	計
令和3年度	450	411	861
令和4年度	370	281	651
令和5年度	294	211	505

(6) 苦情・相談件数

犬の苦情・相談件数 (単位：件)

	捕獲依頼	引取り	放し飼い	咬傷	糞尿	鳴き声	逸走・保護	その他	計
令和3年度	10	32	12	40	53	34	40	53	274
令和4年度	4	21	18	20	96	55	49	71	334
令和5年度	9	27	12	36	109	56	70	60	379

猫の苦情・相談件数 (単位：件)

	繁殖	捕獲	糞尿	悪臭	エサやり	忌避相談	逸走・保護	その他	計
令和3年度	24	39	92	54	101	94	91	223	718
令和4年度	40	24	138	71	146	79	72	243	813
令和5年度	17	20	122	59	108	52	118	260	756

(7) 犬の咬傷事故の届出

※根拠法令等：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第15条

犬の咬傷事故件数等

	咬傷事故 (件)	被咬傷者 (人)
令和3年度	20	20
令和4年度	16	16
令和5年度	23	23

(8) 犬猫等の収容

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第6条

『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条、第36条

『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第9条

犬の収容状況

(単位：頭)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和3年度	19	14	5
令和4年度	18	10	9
令和5年度	29	20	9

猫の収容状況

(単位：匹)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和3年度	43	0	25
令和4年度	40	2	18
令和5年度	31	1	27

(9) 第一種動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全を目的として、第一種動物取扱業の登録及び立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第 1 0 条、第 2 4 条

登録件数 (単位：件)

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あつせん	譲受 飼養	計
令和3年度	102	147	13	25	12	0	1	300
うち新規	10	16	1	1	0	0	0	28
令和4年度	99	149	13	24	12	0	1	298
うち新規	13	18	3	2	4	0	0	40
令和5年度	101	156	14	22	12	0	1	306
うち新規	15	18	1	2	1	0	0	37

立入検査件数 (単位：件)

令和3年度	101
令和4年度	128
令和5年度	55

(10) 第二種動物取扱業の届出

第一種動物取扱業に準じ、非営利で動物の取扱いを行う場合も届出の受理、立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第24条の2の2、第24条の4

届出件数

(単位：件)

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
令和3年度	5	0	1	0	0	6
うち新規	1	0	1	0	0	2
令和4年度	6	0	1	0	0	7
うち新規	1	0	0	0	0	1
令和5年度	5	0	1	0	0	6
うち新規	0	0	0	0	0	0

立入検査件数

(単位：件)

令和3年度	2
令和4年度	1
令和5年度	0

(11) 特定動物の飼養許可

特定動物の飼養及び保管をするかたに対し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的として、許可及び立入検査を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第26条、第33条

許可件数

(単位：件)

	飼養許可件数	飼 養 目 的	動 物 の 種 類
令和3年度	15	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シャムワニ ブラックマンバ
令和4年度	15	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シャムワニ ブラックマンバ
令和5年度	16	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー イヌワシ モモジロクマタカ

立入検査件数

(単位：施設)

令和3年度	9
令和4年度	7
令和5年度	9

(12) 多数の動物の飼養届出

犬又は猫を10頭以上飼養するかたに対し、届出を義務付けています。

※根拠法令：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第7条の2

届出件数 (単位：件)

	飼 養 届 出	総 数
令和3年度	2	21
令和4年度	4	25
令和5年度	2	27

(13) 『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可

公衆衛生の確保を目的として、住宅地等において多数の動物を飼養するかたについて『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可を受けることを義務付けています。

※根拠法令：『化製場等に関する法律』第9条

許可件数 (単位：件)

	施 設 数	許 可	廃 止
令和3年度	56	7	0
令和4年度	56	2	2
令和5年度	56	1	1

